

練馬区では、下記に該当する場合、使用料が減額・免除になります。

### 1 免除（無料）となる場合

構成員が10名以上で、半数以上が75歳以上を占める区内団体。

### 2 減額（半額）となる場合

構成員が10名以上で、半数以上が65歳以上、または、中学生以下、または障害者の区内団体。  
区内にある、町会、自治会、父母会（区内小中学校・学童クラブ・幼稚園・保育園等の父母会）等。

### 3 減額・免除に必要な書類

住所・電話番号・「減額・免除対象者の生年月日」が正しく記載された「団体構成員名簿」の提出が必要です。保険証・免許証等の提示などで確認させていただきます。（コピー可）

構成員は、実際に活動する方です。「単なる付き添いの保護者」などの、活動しないメンバーは含まれません。

また、実際に活動しない方を架空で登録し、構成員を増やすなどの不正が認められた場合は、減額・免除団体の承認は取り消しとさせていただきます。

なお、提出された名簿に疑義がある場合は、承認前に電話等でお尋ねする場合があります。

※ ここでいう区内団体とは、原則として、構成員 10 人以上のうち、半数以上が区民である団体をいいます。

※ その他、団体や利用の目的による個別の減額・免除制度があります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。



### 一般団体として登録し、後日減額・免除団体へ変更をご希望の方へ

部屋を予約するために当初一般団体として登録し、後日、減額・免除団体へ切り替えをご希望の場合、下記にご注意ください。

- 1 団体構成員名簿の確認・個人データの入力などの作業がありますので、速やかにご提出くださるようお願いいたします。
- 2 当日ご利用前の提出や、ご利用後の減額・免除団体書類の提出は、減額・免除となりません。